

カントの目的論

田邊 元

『純粹理性批判』(第一版一七八一年)の確立した認識の對象界は自然である。其處には機械的因果の必然が支配する。『實踐理性批判』(一七八八年)に由つて其基礎が明にせられた意志の對象界は道徳である。其處には自由が支配する。自然と道徳必然と自由此兩界は嚴に峻別せられることに由つて、夫々獨特の領域を確保し、古き形而上學の陷る二律背反から解放せられた。併しながら翻つて考へると、認識も意志も共に主觀としての人間精神に屬するものであり、客觀の側に於て道徳が内容ある現實として成立する爲めには、何等かの意味に於て自然を通じて實現せられる外ないとするれば、兩界の結合統一が如何にして可能なるかは必然に起る問題でなければならぬ。批判哲學が一の體系として完成せられる爲めには、此問題に答へて、必然と自由との結合をなし、必然にして、而も、宛も自由の所産なるかの如く、自ら目的に

適ふといふ意味に於ての合目的性の基礎を明にする部門としての目的論が要求せられる。此要求に應ずるものが一七九〇年の『判断力批判』であることは今改めて言ふを俟たない。此所謂第三批判がカントの世界觀を統一完成する批判哲學體系の冠冕として、カント直後のロマンティック哲學にも、現代の理想主義哲學にも大なる影響を與へたことは偶然でない。

カントは一七八七年七月シュッツに與へた書翰に於て、『實踐理性批判』の原稿の完成を報ずる傍、引續き趣味批判原論に着手せんとする意嚮を告げ(Kants Werke, Hs. 329, v. Cassirer, IX, S. 329) 尙同年十二月ラインホルトに送つた書翰に於ては、當時已に趣味批判の業に従ひ、其際今までに發見したのとは異なる所の他の種類の先驗原理を發見したとを報じて居る。(Eibenda, S. 345)。即ち認識、感情、意志なる三つの心的能力中、已に純粹理性、實踐理性兩批判に於てその先驗原理を發見した第一、第三の外、第二の不快の感情に對しても、嘗て之を不可能とせるに拘らず、今やその先驗原理を發見するを得て、之に由り理論哲學、實踐哲學の外に目的論(Teleologie)を加へ、哲學の三部門が完成すると云つて居る。是に由つて觀ると、カントが初め第三批判として企圖した物は趣味の批判であつて、その關はる所の心的能力は快不快の感情であり、その批

判に由り目的論が成立するようになる筈であつた。シュラップの精細なる研究に據れば、カントは前批判期から夙に美的趣味の分析を試み、英獨諸學者の影響の下に種々なる思想を講義に述べたことがあるといふ(Schlapp, *Kants Lehre vom Genie u. d. Entstehung d. Kr. d. U. S.* 303—388)。美的快感を感覺的快感と區別することは早くから知つて居たが、一七七五年以後は之を心意の調和的(Zweckmässig, 合目的)なる活動に歸し、その判断を論理的判断の比論に於て考へ、後に『判断力批判』に於て美を量質關係、態様の四つの視點から規定する思想の萌芽を示して居た。唯その普遍妥當性に對しては、或はその先驗原理を求めて之を時空の直觀形式が人間精神に固有なることに歸し、或は又單に經驗的に其根據を人間の社交性に求むる等、趣味判断の客觀的主觀的兩解釋の間に動搖することを免れなかつた。『純粹理性批判』第二版に於ても先驗感覺論の附註には、第一版の同じ箇所³⁵に於ける程直截斷定的ではないとしても、猶美的判断の經驗性を主張して、それに先驗原理を否定して居る(Kr. d. r. V. II. Aufl. S. 35)。然るに其後天才論の研究はカントに、意圖なくして自ら調和的なる心意の活動を爲さしむる趣味の範型を發見せしめ、概念に由らずして而も先驗的なる規準に従ふ意識の純粹なる作用としての、普遍妥當的感情評價の領域を確立せしめた。一方

に構想力の自由なる表象形成の作用と、他方にそれが妄に不羈放縱に奔る事を妨げる制限定立の能力一般としての悟性の作用とが調和的に結合せられ、意識の作用の純粹に自由なる調和的結合としての形式的合目的性が、其様な意識の先驗的合法性に基く普遍妥當性を有する快感として意識せられる所に美的趣味判断が成立つ。

カントは此様な感情の普遍妥當性を基礎附ける、美的趣味判断の先驗原理を明にする批判哲學の部門を目的論と稱し、之に由つて理論哲學と實踐哲學とが媒介せられて、心意の三能力に應ずる批判哲學の三部門が完備すると考へたのである。調和としての合目的性は目的無き合目的性である。従つてそれは必然の世界に於ける自由の實現と觀ることが出来るであらう。此意味に於て美の領域、趣味判断、普遍妥當的感情の對象界は己に必然と自由との結合であると云ふことも出来る。然るにカントは斯かる内容を有するものとしての彼の所謂『趣味批判』なる第三批判を、前述ラインホルトへの書翰に於て、翌一七八八年復活祭の頃には己に脱稿すべきことを豫告しながら、それより遅るゝこと二年の一七九〇年に至つて始めて世に公にし、その名稱も『趣味批判』でなく今日見る如き『判断力批判』と呼んだ。抑も此遅延と變更とは何に因由し何を意味するのであらうか。

カントは『純粹理性批判』先驗辯證論の附録に於て純粹理性の理念の統制的使用を論じ、無制約者を意味する理念はそれに對應する對象を経験界に發見することは出来ないが、可能的經驗の範圍を超えて斯かる對象の超感覺的存在を主張することにより理念の構成的使用を主張する獨斷的形而上學に陥ることを避けつゝ、唯悟性の使用に對し方向を指示し、その活動を統制してその成果としての經驗に秩序を與へるものとして、間接に可能的經驗に關する理念の内在的使用の可能なること、否此理念の統制を失ふならば、悟性の範疇と原理とに由り經驗一般は可能なるも、それが統一的秩序ある體系を形造ることは出來ぬことを説いた。(Kr. d. r. V. II. Anh. S. 670 ff.)

自然が唯その形式上悟性の先驗原理に従つて構成せられた全然異質的な法則の集團に止まらずして、内容上特殊的なるものより漸次に普遍的なるものへと秩序ある系統を形造り、同質的なものとの連續的殊別として全内容が一の統一を形成するのは、全く理性が自然の内容に對して特殊化の先驗的原理を掲げるが爲めに外ならない。悟性は此理念の統制的規律に従つて經驗の構成をなすことにより、その對象としての自然が右の如き統一體系を成すことが出來るのである。我々が自然の認識に於て、形式論理の概念構成に従ひ種より類に概括を進め歸納法を適用して漸次

一般的なる經驗的法則を發見することが出来るのは、自然が斯かる理念の統制に従ふものとして構成せられて居るからである。約言すれば、自然は理念の内在に由つて、我々の認識能力に對し理解し易きやうに組織せられて居るものであると考へることが、我々の先驗的なる要求である。これは自然が意圖なくして認識能力に適應する如き合目的性を示すものといはなければならぬ。即ちこれも亦一の形式的合目的性である。形式的とは其合目的性が對象そのものに係るのでなくして、對象の統一を成す意識の作用に關することを意味する。唯此自然の先驗的形式的合目的性が論理的合目的性として、已述の美的形式的合目的性と異なる所は、それが後者の全然純粹なる作用の結合として何等概念的なる論理的原理を含まざる感情評價なるに對し認識對象構成の論理的統一に關係して、概念的規定を含むことである。即ち前者に於ては『悟性は單に構想力に由つて呼び醒まされ、概念なしに構想力を規則正しく活かせる』主觀的作用の法則性一般を意味するに止まるけれども (Kritik U. Vorlinders Ausgabe. S. 147)、後者に於ては實際に直觀的内容を構想方の圖式の媒介に由り、客觀的對象として概念的に構成する能力として悟性がはたらくことを異にする。而も兩者共に主觀に對する形式的合目的性たることは一つである。已に第

一批判に於て自然特殊化の理性的先驗原理を提唱したカントは、今やそれに含まるゝ形式的合目的性の問題を、美に於ける主觀的形式的合目的性の問題に結合し、合目的性を美的論理的の両面に亘つて基礎附けしやうとするのが自然の事である。然らば美の合目的性に係はる趣味判断に對し、自然の論理的合目的性を成立せしむる精神能力は何であらうか。一般に形式的合目的性を成立せしむるものとして、之と趣味判断の能力とを包括する一般的能力は如何なるものであらうか。自然は經驗的認識の對象として、悟性の先驗概念たる範疇が、時間の先驗的圖式を媒介として直觀の雜多を包攝し、之に概念的形を與へると同時に、その普遍が直觀の特殊に由つて限定せられることに由り成立する。この特殊を普遍に包攝する作用は、『規則の下に包攝する能力』としての判断力に屬し (Kr. d. r. V. II. Aufl. S. 171) 而して此際特殊に由つて普遍が限定せられる所から特にそれは限定的判断力の作用といはれる (Kant, Erste Einleitung i. d. Kr. d. U. Cassirers Ausg. S. 192)° 然るに斯くして限定的判断力が經驗的認識の對象として成立せしめた自然を、更に形式論理的加工の立場から、漸次普遍的なる經驗的法則の系統に組織するのは、前の場合の如く先驗的に與へられたる普遍を與へられたる特殊に由つて限定するのでなく、單に特殊のみ與へら

れたる場合に、普遍を求めて前者を後者に包攝せんとするものである。これも亦『一般に特殊を普遍の下に包含せらるゝものとして思惟する能力』(Kr. d. U. S. 15)たる判断方に屬するけれども、併しそれは限定的でなくして、『唯特殊のみ與へられ、それに對して普遍を發見すべし』(Ebenfalls)ものとして反省的判断と稱せられる。經驗そのものは限定的判断に由つて成立するが、經驗の概括的加工組織は反省的判断に由るのである。自然の形式的合目的性は此反省的判断方に對する先驗原理に外ならない。扱美的趣味判断に於ても、勿論それは凡ての論理的概念を排するものであるけれども、而も猶構想力の形成する表象の特殊が、その形成作用の合法的統一一般としての悟性に調和的に結合し、規準一般に従ふものとして、不定の普遍に包攝せられると觀ることが出来る。即ち其意味に於て美的趣味判断も亦反省的判断の一種と認められる。人間心意の三能力中認識は悟性により、意志は理性に由つて、その先驗的根據を獲得することを知つたカントは、感情の先驗性が悟性と理性とを除いて殘る所の第三の認識能力たる判断方に由來する事を、その體系的考察に由つて豫め推測し得たであらう。今や反省的判断の概念は美的形式的合目的性と論理的形式的合目的性との兩方に關はる一般概念として確立せられた。目的論は常に美的趣味

の批判のみならず、論理的合目的性をも考慮し、一般に反省的判斷力の批判としての『判斷力批判』として現れなければならぬ。論究の對象の擴張と問題の一般化とが、此第三批判の完成を遅延せしめ、名稱の變更を來さしめたことは蓋し當然といふべきであらう。

カントは一七八八年雜誌 *Teutscher Merkur* に載せた *Über den Gebrauch teleologischer Prinzipien in der Philosophie* の小論文に於て、彼が曩に(一七八五年) *Berliner Monatschrift* に掲げた *Bestimmung des Begriffs einer Menschenrasse* の論文に對するフォルスター *Georg Forster* の非難に答へて、生物殊に人類の自然史に關する研究に於ては、機械的因果に由る説明の限界あること、之を補ふ爲めに有機體を目的手段の交互關係に於て統一せられたものと觀る目的論的見地の缺くべからざることを述べて居る。此處に我々は前述の自然全體の認識能力に對する形式的合目的性と異り、自然物がその各部分は相互に相依りて全體を成すと同時に、全體の概念が又各部分の形式と結合とを制約するものとして、同時に結果であると共に原因なる所謂自然目的 *Naturzweck* を形成する内面的合目的性を現して居るのに遭遇する。目的論は此有機體の實質的内面的合目的性を明にする爲めに、それに關する判斷力の批判を含まなければならぬ。實

質的とは前述の形式的に對し、合目的性が主觀の意識作用に關せずして對象そのものに關することを意味する。有機體の認識には、それが部分の機械的因果關係に由る結合の成果として自然產物 *Naturproduct* であるといふ規定の半面に、全體の組織に對する理性の目的觀念が規準としてそれに結合せられなければならぬ。反省的判斷力は此場合には、悟性の經驗的概念を特殊として理性の規準に包攝する。カントは此實質的客觀的反省判斷を特に形式的主觀的なる美的判斷 *aesthetische Urtheile* と區別して、目的論的判斷 *teleologische Urtheile* と稱した。さて此様な目的論的見地を俟つて始めてその對象としての意味を完成する如きものが少くとも或種類自然界に存在するとするならば、更に進んで自然全體が一の合目的的統一體系を形造るとなきか否かは次いで起る問題でなければならぬ。前に述べた自然の形式的合目的性は認識主觀に對する合目的性であるが、更に自然がそれ自身に於て實質的なる合目的性を有しないであらうか。カントはその歴史哲學に關する最初の論文といふべき一七八四年の *Ideen zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht* (世界公民的見地に於ける一般歴史考) 於て、被造物の稟性は凡ていつかは完全に調和的に開發せらるべきものであつて、人間の天賦もその自然的狀態から理性的秩序へ、個人なら

ぬ人類の發展に於て完全に開發せられるのが自然の意圖であり、それが歴史の意味であることを述べて居る。此論文に漲る目的論的自然觀は果して批判哲學の精神に矛盾する形而上學でないか、所謂『自然の意圖』(Kants Werke, Casirsers Ausgabe. IV. S. 152) が語られ得るとすればそれは如何なる意味に於ていなければならぬかは目的論としての判断力批判の重要な、否終局的の問題でなければならぬ。何となれば、自由の支配する理性秩序が感性的本能的なる人性の必然を通じて實現せられるのが自然そのものの意圖であるといふことは、最も顯著なる形に於ける自由と必然、道德と自然との結合としての自然の合目的性に外ならないからである。カントは右の論文に後るゝこと二年、一七八六年の *Mutmasslicher Anfang der Menschengeschichte* 『人間歴史の臆測的起原』に於て、人間歴史の起原が、人間の始めて自然衝動に背き、本能の支配を脱して、無限なる欲望に取捨を施し、自らその生活方法を選定する能力を發見せる所に存することを述べ、而して此『道德の發展』(die Entwicklung des Sittlichen (Kants Werke, Casirsers Ausgabe. IV S. 329) としての『自由の發展』(S. 327) に始まる人間歴史は即ち『自由の歴史』(S. 327) に外ならず、斯かる道德的自由の實現を使命とする人間は即ち『自然の目的』(S. 332) であつて、他の被造物を手段として利用する權利を本來

享受すべきものであると説いて居る。曩に『自然の意圖』として單に自然が追及する目的と認められたものは、今や人間が其理性的使命を實現する限り自然に於て認められる所の目的となつた。即ち形而上的なる攝理でなくして、道德的主體としての人間の見地から賦與せられる自然全體の合目的性が發見せられたのである。カントは之に特別の名稱を與へて居ないやうであるが、私は後に述べる理由に由つて之を自覺的合目的性と呼びたいと思ふ。これが自然全體に關はる自由と必然との具體的なる結合としての合目的性であつて、目的論の完結を成就すべきものである。『判斷力批判』は今述べたやうな道德的目的論の思想を發展して、之をその結尾として居る。

今まで述べた所に由つて略推測せられる如く、カントが『判斷力批判』に於て論じた目的論は、その歴史的由來に從て幾つかの部分を含み、夫々に於て考へられる合目的性は各その意味を異にし、それ等に關はる所の心意の能力、反省的判斷力の作用も夫々の場合に於て必ずしも一樣には考へられないやうである。斯様にもと一の中心から發展せられたのでなく、獨立の歴史的發達をなした部分を後に集成して出來たものと推定せられる第三批判の全體は、果して充分に内面的統一を保ち、一系の目的

論を構成して居ると見做されるか。此批判の史的解説を與ふるものもその重きを置く所を異にするやうであるが、眞に充實せる意味に於て目的論の中核をなすといふべきは何れの部分であり、それは如何なる根據に由つて基礎附けせられるか。私は次に此問題を順次に考へて見たいと思ふ。

二

美が對象の構成に係はることなき純粹に主觀的なる感情にてありながら、而も普遍妥當性を要求することが出来るのは、表象の先驗的直觀能力としての構想力を、概念の能力一般としての悟性に關係せしめ、前者の形成する表象の形式を(特殊として)後者の含む法則一般(不定なる普遍として)に包攝する反省的判斷力の先驗性に由來する。此二つの能力の作用のおのづからなる調和的結合により快感が惹起せられ、表象が自然に反省的判斷力に對し合目的なることを、それが美であるといふのである(Kr. d. U. S. 27)。是に由つて觀ると美感に於てはたらく反省的判斷力の作用は、一方に於て對象の客觀的定立構成に拘ることなき自由なる構想力の形成作用と、他方に於てはそれが不定混沌に陥る事を妨ぐる『單なる限定作用そのもの』(Grenzsatz-

zung schlechthin (Cassirer, *Kants Leben und Lehre*, S. 337)としての悟性の作用とを結合する高次の作用でなければならぬ。此處に於ては與へられた直觀が特定の悟性概念に包攝せられて論理的構成を受け、後者が前者に由つて特殊化せられるのでなく、これは限定的判斷力の作用に屬する、直觀と悟性とが何れも作用そのものとして結合せられ、その調和に由つて兩者相促して益々その作用を活潑にし、心意の全體即ち所謂生命感を促進する。それが美感として意識せられるのである。其故美感は單なる作用と作用との直接なる結合としての高次の作用たる反省的判斷力に基き、心意の全體的活動に屬するといはなければならぬ。併しながらそれは飽くまで主觀的であつて單に表象の形式に關し、全く對象の構成に關はることが無い。カントが之を *aesthetisch* と稱して客觀的なる *teleologisch* と區別したのも當然である。その合目的性は單に表象の形成に於ける主觀の意識活動の調和的自足的なる統一に成立し、對象の實在性に關はりなく、所謂遊戲の對象界としての假象に關する。従つて古來因果性と對立せしめられ、實在界の規定として之と權限を爭ふ合目的性には直接關係が無い。必然と自由、自然と道德との對立は具體的に美の合目的性には含まれない。勿論此對立に現れる原理の能力がおのづから相調和して、直接なる作用の結合をな

すといふ意味に於て、美を此對立の *an sich* なる結合といふことも出来るであらう。併しそれは一度對立を自覺して、更に之を止揚した具體的の *an und für sich* なる結合といふことは出来ぬ。目的論を實在的なる對象の規定に關はるものとして、必然と自由との具體的なる調和と自然と道德との現實的なる結合に關するものとする限り、美の合目的性は暫く考慮の外に置くのが適當であらう。カントの最初の計畫では目的論の中心、否全部を占める筈であつた美的合目的性が、却て後には目的論の中心からすらされ、狹義の目的論の内容と區別せられるに至つたのも偶然ではない。

然らば美と並んで、自然の主觀に對する形式的合目的性と認められる論理的形式的合目的性は、目的論に於て如何なる位置を占めるか。この所謂『自然の理解し易き』*Fasslichkeit der Natur* は前節に述べた如く、已に第一批判に於て自然特殊化の原理として掲げられた理性の要求に外ならぬ。抑も自然の可認識性は悟性の先驗概念とその原理とに由つて基礎附けられて居る。併しながらこれだけでは經驗が内容上同質的なるものの連續的殊別として、漸次特殊より普遍に進む經驗的法則の體系として成立するといふことは保證せられない。歸納法を適用して、種から類へと進む概念的法則の系統に、自然の認識を組織することが出来るのは、自然が認識能力に對

して合目的的に特殊化せられて居るといふ豫想の下にのみ可能なのである。ミルが歸納法の根據として掲げた『自然の齊一』は、已にカントに由つて反省的判断力の先驗原理としての『自然特殊化』の原理の名の下に提唱せられた譯である。是に由つて觀ると、自然の形式的合目的性は法則科學としての自然科學の方法論的要請といふべきものであつて、それは廣義の認識論に屬すべきものである。若し因果の原理を自然の構成的原理とするならば、此合目的性の原理は自然の方法論的原理と云つてよからう。後者は前者の規定と杆格する所全然無く、唯前者の構成する成果を體系化する原理たるに過ぎない。而して要請は認識主觀の自由なる意志に發するものであるから、我々は此處に明に必然に於ける自由の内在を認める事が出来るであらう。然らば此形式的合目的性の關はる所の反省的判断力は如何なる作用をなすか。カントに據れば已に前節に述べた如く、判断力とは『一般に特殊を普遍の下に包含せらるゝものとして思惟する能力』であり、而して『唯特殊のみ與へられ、それに對して普遍を發見すべき』場合に、特に之を反省的判断力といふのである。今特殊の經驗より之を包攝すべき普遍の經驗的法則を求めて、歸納推理の結論を定立する判断力は、正に此意味に於て反省的判断力でなければならぬ。それは演繹的推

論に於てはたらく、與へられたる特殊に由つて與へられたる普遍を限定する限定的判断力の逆の作用をなす。併し前者と雖も單なる論理的判断の能力として、知的作用をなすに止まることは後者と相違が無い。唯成果から觀て兩者の作用を正反對といふことが出来るに止まる。否、實は兩者相伴つて一の知的判断をなすといふ方が當つて居ることも考へられる。何となれば、限定的に、與へられたる特殊を與へられたる普遍に包攝して、後者を前者に由つて限定するときにも、特殊者の可變性を通じてそれに於て普遍を發見するものでなければ、之と與へられたる普遍とを自同原理に由つて結合することが出来ないし、又與へられた特殊から出て普遍を求めるといふも、試験的假定的に立せられた普遍に特殊を包攝して、それが求められた普遍であることを確かめるといふ反省の一面を缺くことが出来ないからである。此様に考へると、限定的判断と反省的判断とは具體的な思惟判断の含む兩方向であつて、唯成果から見て何れの方向に重を置くかにより、兩種の判断が區別せられるに止まると認められる。反省的判断力を特に別種の能力として、前述の美的判断に於ける如く、作用の直接結合として高次の作用をなすものと考へることは出来ないと思はれる。もとより此場合と雖も、判断力は或意味に於て直觀と悟性とを結合するものである

といふことが出来るのであらう。併しそれは限られた概念を媒介とするのであつて決して作用と作用との純粹に直接なる結合をなすといふ事は出来ぬ。限定的判断でも單なる知覺でなくして反省的批判的なる主觀の態度決定に基く限り、それを高次の作用であるといふことが出来る。その同じ意味に於て反省的判断を高次の作用といふことは勿論可能であらう。併し之を以て直ちに美的判断に於ける如き、純粹なる作用の結合としての主觀の全體的活動に屬するものと見做すことは出来ないと思ふ。此場合に反省的といふのは、ヴェンデルバントが範疇を二種に區別して、それに於て思惟せられる關係が、構成的範疇に於ける如く、現實に存在する内容に對象的に妥當するのではなく、唯その關係的意識に對して單に表象せられたる妥當を有する如き範疇を反省的と稱した、その意味に於て反省的たるに止まる。而してヴェンデルバントも先驗論理に對する形式論理の範疇を反省的であると認めた(Wilhelm Delband, Vom System der Kategorien. S. 48—49)。今之に前述の如き方法論的意義を賦與するならば、リツカートがヴェンデルバントの構成的——反省的の對立に對し、その相違を強調した氏の所謂構成的——方法論的の對立を、カントの反省的の概念を媒介として結合する事も出来るかも知れない(Rickert, Der Gegenstand d. Erk. III. Auf.

S. 411)。若し假に左様であるとすれば、所謂構成的形式に對し方法論的反省形式を全然分離して、各に由る認識をヴェインデルバントやリッカートの如く全く段階を異にする異種の物とする考が、果して何處まで維持出来るかも、充分精細なる研究を要する知識學上の重要問題であると思ふ(嘗て私が本誌に載せた『認識主觀の問題』參照併しどもかく現實的存在の對象界に對し、右の如き意味に於ける方法論的加工の成果を反省的として對立せしめることは認識論上一應意味のあることに相違無い。たゞ其様な反省は全く知的思惟の作用に屬するものであつて、美的判斷に於ける如き深き意味を持つとは思はれない。カントは反省を定義して『それに由り可能となる概念に關係して、與へられたる表象を或は他の表象と比較し、或はその(反省)の認識能力と比較し對照する』ことと云つて居る(Kant, Erste Einleitung in die Kr. d. U. Cassirers Ausg. V. S. 192)。美的反省判斷は表象をその反省能力に比較對照し、今考へる論理的反省判斷は單に表象を他の表象と比較して、之を包攝すべき共通なる普遍の概念を發見せんとするものに外ならない。併し一の表象を認識能力と比較するのは、單に他と表象と比較するのでは大きな相違がある。前の場合に於ては主觀は一の作用ならぬ高次の作用の立場に立つに反し、後の場合に於ては左様いふこ

とはない。兩者は作用の次元を異にする。第一批判の Von der Amphibolie der Reflexionsbegriffe に言ふ所に據れば、カントは、單に表象の比較をなす場合にも、その相互關係を明にするには、先づそれ等が認識能力に對して持つ關係を知らなければならぬ、之を一般に反省といふやうに考へたのであるが (Kr. d. r. V. II, Aufl. S. 316) 認識の範圍に於ては決して作用と作用との純粹に直接なる結合としての高次の作用を反省とは考へて居なかつたやうである。此處にどうしても不十分な點がありはしまいか。寧ろ私は歸納的概括の判断でなくして、此判断の可能なる如くに、自然が認識能力に對し合目的に特殊化せられて居ると思惟することを反省的判断力の作用に歸するならば、始めてそれは作用に對する反省として美的判断と同じ次元に立つものと認めることが出来るであらうと思ふ。此場合に於ては特殊的經驗的對象思惟の悟性作用が全體の普遍的統一に對する理念の能力としての理性の作用と内面的調和的に結合することに由つて、自然の全體が形式的合目的性を有するものと判断せられる。カントは判断力を我々の認識能力の順序上悟性と理性との中間項を成すものと云つて居るが (Kr. d. U. Vorrede, S. 2)、若し此様に解するならば、それは常に順序の上から中間項たるのみならず、その反省的作用に於て悟性と理性とを結合す

る媒介者であるといふことも出来るであらう。本來『理性は直接に對象に關係することは決してなく、唯悟性に關係し、又それを媒介としてそれ自身の經驗的使用に關するものであつた』(Kr. d. r. V. II, Aufl. S. 671) 悟性の如く概念の普遍に直觀の特殊を包攝して對象を限定定立するのでなく、悟性の定立する對象を特殊として、之を一定の方向に組織統一するに止まるから、その方向、カントの所謂 *Richtungslinie* (Kr. d. r. V. S. 672) を指定する理念は正に不定の普遍として、之に經驗の特殊を包攝する前述の判断は正當に反省的判断と稱せられるであらう。認識の範圍に於ける論理的の形式的合目的性は此反省的判断力に對する合目的性として理解せられる。斯くして始めて美的形式的合目的性と同様に論理的形式的合目的性も、作用と作用との純粹に直接なる結合としての高次の作用に對する合目的性として成立し、反省的判断は斯かる高次の作用として何れの場合にも作用に對する反省たる特色を發揮する事が出来る。本來 *vis aestivativa* の譯語としてカントも隨處に用ゐて居る *Beurteilung* の能力である判断力は、知識の範圍に於ても單なる歸納の判断でなく、美的判断と同様に對象の意味價值を判定する能力でなければならぬ。それは一般に作用の純粹に直接なる結合としての高次の作用に於てはたらくものである。而してその對象

たる形式的合目的性を方法論的要請であると解することは、要請が主觀の自由なる意志の所産として、知に投射せられたる信であると觀られる以上、それは正に悟性と理性との結合としての反省的判断力に對應するといふとが出来るであらう。第三批判の目的論的判断方批判を第一批判の辯證論との關係に於て考へ、前者を後者の必然的なる發展完成と觀て、カントの目的論の認識論の意味を明にし様としたシェタトラーはカントが目的論を美學と結び付けて、兩者を反省的判断の概念に總括したことを不適當と評し、而して此結合に由つて損失を受けたのは主として目的論の方であると云つて居るが (Stadler, Kants Teleologie und ihre erkenntnistheoretische Bedeutung, S. 211ff.)、私は兩者の結合がカントの世界觀の上に重要な意味を持つばかりでなく、反省的判断の本質上からも、右の如き解釋をとるならば、一見極めて外面的形式的なる類似の奥に、更に本質的なる親近を認める事が出来ると思ふ。もとより經驗の目的論的組織、自然の理解し易さは、經驗的認識の對象界としての自然全體に關するものであつて、美の合目的性の如く個々の對象に關するものではない。此相違は恰も實質的合目的性の範圍に於て、有機體の合目的性が個々の對象に内面的に含まれるものと認められるに對し、自覺的合目的性が經驗的認識の對象界全體に含まれるとい

ふ相違があるのと同様である。併し此形式的合目的性に由つて、自然が全體として宛も藝術品の如く有目的意志の形成に由つて成れるかの如き趣を呈することは、美的對象が所謂目的無き合目的性の表現なると軌を一にする。カントが、自然の技巧 *Technik der Natur* (*Erste Einleit. i. d. Kr. d. U.*, *Cassirers Ausg.* V. S. 195) と稱したのも此意に外ならない。自然の整然たる秩序と統一とは、經驗的認識の對象界に於ける知的美ともいふべき物である。カントは此論理的合目性が、『自然に原理の統一を移入せんとする悟性の必然的なる目的に迄悟性の業を進める意圖』の成就として、快感を伴ふ事を述べて居るが (*Kr. d. U.* S. 24) 右の如く解するならば作用の此快感は調和的結合に由つて起る物として一種の美感と認める事が出来るであらう。カッシラーはシュタトラールと同じくコーヘンが *Kants Theorie der Erfahrung* の末尾に展開した思想を襲つて、第一批判の辯證論に於ける自然組織の問題から合目的性の問題に入り、其形式的合目的性に伴ふ快感の先驗性を通じて美學と目的論との體系的統一を説き、前述のシュタトラールの批評に對してカントの體系を辯護しやうとしたが (*Cassier, Op. cit.*, S. 292—327) 若し右の如く解するならば、美的論理的兩種の形式的合目的性が内面的結合をなすことは氏の試みたよりも一層多く明にせられる所がありはしな

いかと思ふ。兩者は共に純粹なる作用の直接結合に於ける調和として、本質的に親近を有するものと認められる。

自然の形式的合目的性は今述べた如く美に比すべき對主觀の形式的合目的性であつて、縦それに參與する悟性は經驗的認識の對象構成を其本質とするものなるも、合目的性其物は作用の直接結合に成立するものとして對象の規定に關はることなく、唯斯くして構成せられる對象の全體を其構成作用の方向統一に由り秩序整然たる體系に組織する爲めの制約たるに止まる。即ち合目的性は此組織の原理に外ならない。それは作用の先驗的なる調和的結合に基く者として、美と同じく普遍妥當性を要求する事が出来るけれども、單に『主觀的に必然なる先驗的豫想』たるに止まる (*Erste Einleitung, Cassirers Ausg. V. S. 191*)。私は之を以て前に解した如く、法則科學としての自然科学の方法論的要請とするのが最も當を得たものではないと思ふ。之を裏からいへば、已に普遍化的法則科學としての自然科学が事實として存立する事は此要請の満たされ、自然は當に此點に於て合目的であるとして意味判定 *Beurteilung* せらるべき事を含意するといふべきであらう。其何故に然るかを更に合理的に説明する事は、自然の存在其物を合理的に説明することと同じく、我々の能力を絶する

不可能の要求である。唯我々は之を最後の事實として承認する外無い。一般に要請は認識の世界に投射せられた意志の對象である。知に於ける信である。要請としての自然の形式的合目的性は知の世界に投射せられた信の對象に外ならない。

さて此要請は已に物理學に於ても所謂 *physikalisches Weltbild* の成立に對する豫想として其統一性を基礎附けるものであるけれども、特にカントが物理學に由つて代表せられる *Theorie der Natur* と區別して、*Naturbeschreibung* の名を以て呼んだ記述的自然科學即ち所謂博物學に於て、又殊に自然史 *Naturgeschichte* に於て、最も著しき效力を發揮する事は今細説する必要も無いであらう (Vgl. Cohen, *Kants Theorie der Erfahrung*, III S. 648)。第一批判の辯證論附録に於て、已にカントは博物學に於ける此原理と特殊の適用としての *Schulregeln* とを詳細に説いて居る (Kr. d. r. V. S. 679 ff.)。併しながら此點から所謂自然記述の對象としての生物を物理學化學の對象としての無生物と區別し後者を支配する物理的機械的法則に對しては前者は全然偶然的なるものであつて、決してそれから必然に説明すること能はざるもの、従つて第一批判の基礎附けの目的たる數學的自然科學の認識に對して *Grenze* をなすものであるといふ理由から、カントが經驗的認識の *Grenzbegriff* として立てた物自體を生物と解し、こ

れを數理的自然科学の機械論的概念構成の全體に對する統一方向を指示する理念といふ立場から解釋しやうとしたコーヘンの説には、猶考慮を要する點があると思ふ (Cohen, *Kants Theorie. Kap. XIII. XV*)。批判の發達に伴つて物自體の概念が幾つかの意味を享有し、之を、思惟が自己自身の統一的全體に對する要求から、その進行の統一方向として自己に對し置く所の極限としての理念と解することが出来るのは、單にその一面に過ぎないであらうといふ歴史的見地を離れて考へても、斯かる理念の内容を物理學的認識に對し偶然なるものとして生物に限るのには猶他の理由が必要ではあるまいか。成程生物の有機的現象を支配する經驗的法則は物理的法則のみから演繹せられるものでなく、所謂 *Naturformen* として自然記述の對象たる生物の形態はその由來を單に機械的法則に由つて説明し難いであらう。その意味に於て生物が數學的自然科学の認識に對する偶然者としてその限界たる事は疑無い。併し數學的自然科学に對し偶然なるのは單に生物現象のみではない。寧ろ數學的自然科学そのものの全體が一の偶然である。勿論統一的なる物理學の世界形象の内部に於ては個々の法則理論はそれ／＼必然的として説明せられるであらう。併し世界形象そのものを必然的として説明するものは無い。數學と違ひ、如何に精密な

るも、其最後の眞理根據を經驗に置く物理學は、その體系自身を單に事實に基くものとして偶然的であると自認しなければならない。カントも經驗そのものを全く偶然的なるものとし、其偶然性を *intelligible Zufälligkeit* と呼んだ (Kr. d. r. V. II, Aufl. S. 486)。其故所謂『偶然者の法則性』 *Gesetzlichkeit des Zufälligen* (Kr. d. U. S. 270) としての合目的性に由つてその經驗的法則の統一性を合理化し、體系の可能を基礎附ける必要があるならば、それは特に生物界に限局せらるべきものでなくして、先づ自然の全體經驗の全部に對して行はれなければならぬ。カントが生物界の自然記述に就いて、その前提となる體系的統一の先驗原理を詳述したのは、單に此原理が最も有力に著れる實例を示したものと解さなくてはならない。彼自身一般に自然界に現れる諸種の方が、一の *Grundkraft* の理念に向つて統一を求めるとをも例として擧げて居る (Kr. d. r. V. II, Aufl. S. 676-678)。これが直ちにシュタトラの解する如く (Sadler, Op. cit. S. 80-90) 物理學に於ける實例と見做すことが出来るかどうかは、カントが種々の精神能力を力の例に引いて居る點から觀て多少疑はしいけれども、とにかくカントが此原理を自然全體に關するものとし、一部分に限局して居なかつたことだけは確實である。コーヘンも明に此區別を認め、理性批判の註釋に於て、理念の體系的統一に

對する統制的意味を説明するに當り、『以上は自然科學の一般問題に對する應用に關し、以下はその生物學的研究への特殊的適用をなす』と云つて居る (Cohen, *Kommentar zur Kr. d. r. S.*, 183) 然るに氏は『カント經驗理説』に於て、先づ經驗そのものの所謂 intelligible Zufälligkeit を説いた後、『數學的自然科學の intelligible Zufälligkeit の思想は、我々に此學が殘す所の缺隙を注意せしめる。それは機械的なるものに限られる爲めに、有機的なるものを本質的に規定する事も、亦記述することも出来ない。其故偶然者は有機體を表はす』と云つて (Cohen, *Kants Theorie*, S. 708) 數學的自然科學の認識に對する偶然者を直ちに有機體とし、之を以て限界概念としての物自體と同一視して居る。これはそれより前に、『全體としての』『經驗自身が求められたる物自體となる』と云つて居るのに對し (S. 64) 如何なる關係を持つか。私は此論理に觀過すべからざる飛躍がありはしないかと思ふ。單に自然の全體に關する一般的の intelligible Zufälligkeit から有機體の特殊なる偶然性に移るには、有機體の定立そのものに特有なる實質上の問題が顧慮せられ前者を合理化するに後者の立場を以てする外無き所以が示されなければならぬ。これは單なる形式的合目的性の概念に由つて媒介せられることは出来ない。自然全體の統一的目的に關する實質的合目的性と、

其内に於ける有機體の内面的合目的性の問題が考へられて始めて、右の如き主張に根據を與へる事が出来るであらう。コーヘンは科學の *Faktum* から出てその基礎附けをなすといふ所謂方法論的批判主義の立場より、生物學の事實的存立に重を置き、之に數學的自然科學の限界領域を發見しやうと欲するのであらうが、それには先づ有機體に特有なる内面的合目的性が顧慮せられ、それと形式的合目的性との關係が明にせられなければならぬ。然るに氏は此様な順序を踏んで居らないやうである。私は氏の限界概念としての物自體を有機體と解釋する説そのものに強ち反對するのではないが、その論理には右の如き疑を抱かざるを得ない。形式的に理念が一般に悟性の活動に對し方向を指示するといふ意味に於て目的觀念であるといふ事と、理念の内容が實質的合目的性を含むといふ事とは明に區別せられなければならぬ（左右田博士の『テレオロギイ考察』にも此混同がありはしないかと私は竊に疑ふものである。若し博士の指教を受けることか出来れば幸之に過ぐるものはない。雜誌『思想』第十六號参照）。前の立場から直に後の立場に移る事は出来ない。私は飽くまで形式的合目的性の立場に於ては前の立脚地を純粹に保ち、理念が自然認識の方向を示す目標となり、組織的統一（純粹に論理的なる）を可能にする方法論的要請の

根據に止まることを主張したい。その内容を合目的性として規定し、自然の組織を單に論理的統一ならぬ、それ自身合目的なる内面的合目的性を含むものたらしむるには、形式的合目的性の立場から實質的合目的性の立場に移らねばならぬと思ふ。

それではこの兩者は抑も如何なる關係に由つて結び附けられるであらうか。カント自身此點に就いて『判斷力批判』に説く所は極めて簡單である。コーヘンを始めカッシラー、シュタトラ、バウフ等の人々が甚だ輕易に之を解説して居るのも其爲であらう。加之此等の人々は何れも重を形式的合目的性に置き、カントの目的論の重心が宛も此處に在るかの如く解して居る様にさへ見える。實際第一批判の問題の發展として第三批判の目的論を考へ、一貫した體系的精神が之を連結統一するものと見做すならば、右の如き解釋は甚だ自然であるといはねばなるまい。又其結果既述のカッシラーのみならず、バウフの如きも、美の合目的性を自然特殊化の形式的合目的性に於ける快感との比論に於て考へ、前者の普遍妥當性の根據としての先驗性を説くに後者の與へる指標に基かうとして居るのも別に怪しむに足りない (Bauch, Immanuel Kant, S. 368—378; besonders, kleine Ausg. S. 166—167)。⁹⁾これは實際カント自身が

第三批判の序論に説く所に従つて居るのであつて (K. r. d. U. Einleitung VI. u. VII.)、彼

自身其思想を體系化する場合には斯かる立場に立つたものであること疑無い。併しカントは始めて、美的趣味批判を單にその一部とする包括的なる『判斷力批判』の公刊について語つて居る一七八九年五月十二日ラインホルトに送つた書翰 (Cassirers Ausg. IX, S. 404) よりも先だつこと一年半、前節に述べた一七八七年十二月同じ人に送つた書翰に於て、己に趣味批判の内容として新に發見せる感情のアプリオリを明にする企圖を告げて居る所から觀れば、彼が美を自然特殊化の形式的合目的性との比論に於て考へる前に己に前者の先驗原理を美的觀照に與る認識能力の分析に由つて發見して居たものと推定するのが自然であらう。寧ろゾインデルバントが解した如く、更に體系的の考察がカントを導いて斯かる美の先驗的根據を反省的判斷力に歸せしめ、而してそれが同時に認識の領域に於て、限定的判斷力の權能の及ばざる處に、自然特殊化の合目的性を立する能力となつたのであると觀るのが、カントの思想發達に適合するのではあるまいか (Windelband, Einleitung zur Kr. d. U. Akademieausg. V. S. 518 521. 尙カントの美學思想の發達に關して本誌第六號所載深田博士「カントの『判斷力批判』に就いて」及び大西學士「カント『判斷力批判』の成立に關する考察」思想』第三十號以下參照)。とにかく前にも述べた如く、カントの目的論が種々の時代

に種々の動機から發達した思想を集成したものであるとするならば、其論理的體系化に於て演ずる役前が、直ちに各部の思想の、カントの世界觀全體に對する意義と關係とを決定するものかどうかは大きな問題でなければならぬ。事實カントは自然特殊化の形式的合目的性を以て第一批判と第三批判との媒介とし、之を以て目的論に入る端緒としては居るけれども、之に就いて説くのは單に序論に於てのみであつて、目的論的判斷力批判の主部たる分析論に於ては少しも之に觸れる所が無い。此點から見て、プフランクローヘが形式的合目的性の問題はカント目的論の重心をなすものでなく、單にその出發點をなすに過ぎないことを強調したのは肯肇に當つて居るといはねばなるまい (Pfaunkuche, Der Zweckbegriff bei Kant: Kantstudien, V. I. S. 55)。カント哲學の精神から觀て最も重要な位置を占めるのは自然の實質的合目的性殊に自然の全體に關する必然と自由との結合としての自覺的合目的性である。これがカントの理想主義的世界觀に對して最後の完成を與へるものである。私は次に有機體に特有なる内面的合目的性の問題を論ずるに際し、それと形式的合目的性との關係如何といふ曩に提出した問題を考へ、それに由つて最後の自然全體に關する實質的合目的性の問題を説く準備にしたいと思ふ。